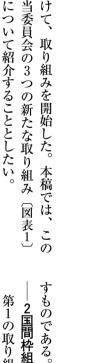
個人情報保護委員会事務局長



流通にかかる新たな枠組み 個人データの国際的 な

円滑な流通を可能とする枠組みの構築を目指 らない他の国・地域をも含めた個人データの 2つの枠組みにEUと米国との間のEU-U 個人データの相互流通が下支えされている。 通にかかる枠組みとしては、前述の日EU相 ていない「日米欧」、さらにはこれにとどま Sプライバシー・シールドを加えても実現し 存在し、これにより日米・日EUそれぞれの ステム(越境プライバシールールシステム)が タの越境流通促進の枠組みであるCBPRシ 互認証のほかに、APECにおける個人デー 本稿で解説する「次」の取り組みは、 わが国が関係する個人データの国際的な流 前述の

> 対してはそのような制約を緩和して再度の越 転に一定の制約が課せられているころ、EU 眼とする。具体的には、十分性認定に基づい 境移転を容易にしようとするものである。 ―USプライバシー・シールドの認証企業に ついて、補完的ルールによって再度の越境移 てEUからわが国に移転された個人データに 築することが可能であることを示すことを主 で個人データの相互流通にかかる枠組みを構 の枠組みの相互運用により、実際に日米欧間 第1の取り組みは、既存の日米欧それぞれ - 2国間枠組み間のインターオペラビリティ

新たな企業認証方法の模索

基づいて認証を受けた事業者は、 に入れた認証制度の構築である。 3極にとどまらず全世界規模での適用も視野 む参加各国の間で、自由に個人データを授受 第2の取り組みは、日米欧、さらにはこの 日米欧を含 この制度に

ータの自由な流通にかかる枠組みの構築に向

証の「次」を視野に入れて、個人データの国 際流通に関して、信頼性の確保された個人デ

た昨年末以降、当委員会では、日EU相互認

さて、日EU相互認証の実現が視野に入っ

この場を借りてお礼申しあげたい。

た原動力となったと言っても過言ではない。

「相互」ということへのEUの理解を得られ

日に結実した。EUにとっても初となるこの 証する国として決定することで、今年1月23 欧州委員会がわが国を十分な保護レベルを保 **Uを個人情報保護法第24条に基づき指定し、** に及ぶ当委員会の取り組みは、当委員会がE を可能とする枠組みの構築に向けた3年近く

経済界からの強力な後押しがあり、これが 相互認証に対しては、経団連をはじめとする

> 当委員会の3つの新たな取り組み けて、取り組みを開始した。本稿では、この

日EU相互認証の実現

EU間の相互の個人データの円滑な移転



国際的なデータ流通の枠組みの可能性 図表 1

2国間枠組み間のインターオペラビリティ

✔ 既存の2国間枠組みのもとで、越境データ流通量の増加を 図る

新たな企業認証方法の模索

✓企業認証システムの、グローバルなインターオペラビリティ やスケーラビリティの向上

グローバルスタンダードとしてのOECDプライバシーガイドライン

✓ 世界中の個人情報保護政策の基礎・原則となっている ✓個人情報に係る今日的なリスクファクターの考慮

> あろう。 両者がOECDプライ 法も当然これに依拠したものであり、 互認証が実現 いう基礎を共有してい データ保護法もまたこれに基礎を置くもの してきたものである。 は2013年に改正されたが、 その 0 したと言 Ĕ C D たからこそ、 わ 一っても過言 バシーガイド プライ が国の個人情報保 バシー では その ガ 日 E U ベイド E U な 11

から、

この

タイミングで、

日米欧が核とな

の手段としての認証制度が規定されたこと

が開始された一般データ保護規則

に越境移

システムがあるが、

EUにおいても、

昨

年適

企業認証の

仕組みとしては、

前述のCBPR

情報保護法制を整備する際の基礎として機

指して

W る。

D

非加盟国を含む世界の国

一々に

お

て、

することを可能とすることを目

て、

「表2に示すとおり、

グローバ

ルに運用

取り組み

である。

グローバルスタンダードとし

て

第3の

取り組みは、

O

ECDプライバ

0

ECDプライバシーガイドライン

イドラインを通じ

ただグ

/ローバ

ルスタン

ダー シリ

構築である。

0

ECDプライバ

シー

ガイ

ラインは、

1980年に策定され、

OEC

できる企業認証の枠組みを構築しようという

ラインと ゥ 相 で Ō で

グローバル規模でのデータ流通枠組みの可能性 図表2 GDPR所定の CBPRを参照しつつも 認証方法 別個の新たな (42条2項(f)号) CBPRを参照しつつも 認証の枠組み 別個の新たな 認証の枠組み

れるが、 当委員会は、 に活用できる国際的な環境をつくるとされ 決定におい 年6月7 策の方向性について」 年12月19日の 米欧で共有できているものと考えてい も達成には相 互認証 と考えてい ある自由 ⊢(Data Free 域を担うため、 チが大いに異なり、 わが国政府全体の取り組みであるD 皿に続 トをお願 の2つのIT総合戦略本部等による Ħ デジタル時代における課題認識 ては、 の なデータ流 る。 個人データ 11 「デジタル時代の新たなI 応の て、 デジタル時代の新たなI Flow with Trust: 経団連にお データを安全・安心に自 精力的に取り組んでいきた これらの 困難を伴うもの およびこれを受け 通)実現の一 これら3つ 個 人情報) いても、 取り 組 端とし にかかる みに と考えら 0) 信頼性 、 る。 日 取 Ë Ť た今 Ť は ŋ F 政 政昨 て 由 日

アク 専門家グループによって見直しが行われて 礎的な価値を示す基軸としての 保護および るところである。 5年後に見直すこととされており、 いきたい。 ĩ を行おうというものである。 П シー プに参加し、 セスといっ 1 ・カライゼーションや過度なガ ガ ベイド 個人データの越境流通に 時代の変化を経ても、 た動きについて問題提起して ラインを利用し そのなかで、 そこで、 当委員会もこ て、 O E C D 11 個 わ 秩序 関する基 ||人情 バ ゆるデー 今まさに メント 報 の

米国と欧 州 は 個 八情報 0 保護に 関 するア ブ